報告第39号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

専決処分第28号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和８年10月28日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

１　事故発生の日時

令和８年８月４日　午前８時

２　事故発生の場所

つくば市今鹿島4860番１

３　相手方

(1) 住所　桜川市■■■■■■■■■■

(2) 氏名　■■　■■

４　事故の概要

上記場所において、つくば市道3-3098号線を南に向かって走行中、対向車を避けるため道路端に寄った際、側溝が私有地からの刈草で覆われていたために視認できずに脱輪し、タイヤ、ホイール及びロアアームを損傷させたもの

５　損害賠償額

金340,296円（過失割合　市100％　相手方０％）

６　和解の概要

(1) つくば市は、相手方に対し、金340,296円を支払う。

(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。